

退職一時金返還のご案内

日本鉄道共済組合



はじめに

日本鉄道共済組合は、昭和 62 年 4 月の国鉄民営化によって国鉄共済組合から名称を変更しました。

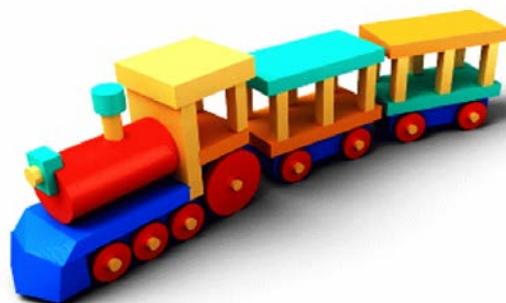
平成 9 年 4 月以降、鉄道共済年金は厚生年金へ移行されましたが、日本鉄道共済組合はなお、国家公務員等共済組合法が適用される存続組合として法令で定められている組織です。

さて、あなた様は日本年金機構より厚生年金（老齢・障害・遺族）の決定を受けられていることと存じます。この決定を受けられた年金にはあなた様（遺族厚生年金を受けられている方についてはお亡くなりになった配偶者様）が（旧）国鉄共済組合に加入されていた期間が含まれています。

国鉄を退職された当時に年金の掛金の一部である「退職一時金」の支給を受けた方が、過去に受けた退職一時金の算定期間を含んだ年金を受給する権利を取得した時には、過去に支給を受けた退職一時金に利子相当額を加えて、最後に所属していた共済組合に返還していただくこととなっています。

あなた様も（旧）国鉄共済組合に加入されていた期間が含まれた年金の決定を受けられたことにより、退職一時金等の返還が必要となります。

つきましては、退職一時金の制度や返還に至る経緯等についてご案内させていただきますので、内容をご理解いただくとともに、退職一時金等のご返還をいただきますようお願いいたします。



目 次

1. 退職一時金返還制度について	3
2. 退職一時金制度の移り変わり	5
3. 退職一時金返還額の計算方法	7
4. 返還期限について	9
5. 退職一時金の通知と返還について	11
6. よくあるご質問	13
7. 公的年金に対する所得税について (確定申告での取扱い)	15
8. 退職一時金の返還に関する法令集	16

* 国鉄に就職する以前に他の共済組合に加入されていた方へ

国鉄共済組合加入前の国家・地方公務員共済組合員であった期間は、国鉄共済組合の組合員期間に通算されています。

国鉄共済組合加入期間以前の他共済（電電や専売の旧三公社共済、国や地方の共済組合等）の加入期間が20年未満であったため、他共済退職時に退職一時金の支給を受けた方につきましては、当時支給を受けた共済組合ではなく、最後に所属していた共済組合に退職一時金を返還していただくことになります。

なお、パンフレット記載の日本鉄道共済組合とあるのは、それぞれの共済組合（国及び地方）と読み替えてくださるようお願いいたします。

1. 退職一時金返還制度について

ここでは、共済太郎さんの例を用いて退職一時金返還制度についてご案内します。

共済太郎さんは、昭和 49 年 6 月に国鉄共済組合に加入し、5 年 1 ヶ月後の昭和 54 年 6 月に退職しました。

その後、民間の企業に再就職し厚生年金保険に加入した共済太郎さんは、平成 30 年 5 月に年金を受給する権利を取得したため、自宅近くの年金事務所へ年金の請求を行い、翌月の平成 30 年 6 月から老齢厚生年金の支給を受けることになりました。

今回、決定を受けた年金の期間には、共済太郎さんが国鉄共済組合に加入していた期間（昭和 49 年 6 月から昭和 54 年 6 月まで）が算入されています。



共済太郎さんのプロフィール

氏名：共済太郎	退職一時金基礎額：394,600 円
生年月日：昭和 31 年 5 月 10 日	退職一時金控除額：300,000 円
加入：昭和 49 年 6 月	退職一時金支給額：94,600 円
退職：昭和 54 年 6 月	退職一時金支給日：昭和 54 年 12 月 12 日
組合員期間：5 年 1 ヶ月	平均標準報酬月額：201,500 円

昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの間に退職した方の将来決定される年金は、共済組合員期間が 20 年以上ある場合には「退職年金」が支給され、20 年未満の場合には、「通算退職年金」が支給されていました。

昭和 54 年 6 月に組合員期間 5 年 1 ヶ月で退職した共済太郎さんには、組合員期間が 20 年未満の場合に支給される「通算退職年金」の制度が適用されました。

共済太郎さんの「退職年金」の掛金相当額の全額である「退職一時金基礎額」は 394,600 円となっています。しかし、共済太郎さんには「通算退職年金」の制度が適用されたので、「通算退職年金」の年金原資として残さなければならない「退職一時金控除額」は 300,000 円となります。そのため、その差額の 94,600 円が国鉄共済組合より「退職一時金」として昭和 54 年 12 月 12 日に支給されました。

その後、昭和 61 年 4 月の法律改正により、退職時に共済太郎さんが将来において受給することとされていた通算退職年金は廃止され、代わりに全期間分の掛金相当額（退職一時金基礎額）を基準とした退職共済年金が支給されることになりました。

共済太郎さんは、退職時に通算退職年金の年金原資を残しているのですが、平成 30 年 5 月に決定された老齢厚生年金^{（※注）}の算定基礎期間には国鉄共済組合員期間が含まれていません。

注：平成 9 年 4 月の鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴い、同月以後に年金の受給権を取得された方は退職共済年金ではなく、国鉄期間が算入された（老齢・障害・遺族）厚生年金の決定を受けます。

しかし、老齢厚生年金を受給するために必要な原資の一部にあたる退職一時金が過去に支給されているため、今回決定された老齢厚生年金の原資については、掛金の一部が不足している状態となっています。



このような場合には、過去に支給を受けた退職一時金に利子相当額を加えて共済組合へ返還することになります。



「退職金」と「退職一時金」は違うのでしょうか？

それぞれの目的と支払は別々の要件に基づいて行われますので、全く異なるものです。「退職金」は事業主である国鉄が就業規則等に基づき元職員へ支給するものであり（一般的に言われる「退職金」のこと）、「退職一時金」は公共企業体職員等共済組合法に基づき、国鉄共済組合が元組合員へ支給する長期給付金（「年金の掛金」のこと）です。

2. 退職一時金制度の移り変わり



【期間①】昭和 36 年 3 月末まで

組合員期間 20 年未満で退職された方については、共済年金の受給権が発生せず、他の年金と通算することもできませんでした。

将来にわたって年金の受給権が発生しないため、退職時に年金掛金相当額の全額を退職一時金として支給し、加入していた共済年金の期間は清算していました。

【期間②】昭和 36 年 4 月から昭和 54 年 12 月末まで

通算退職年金の制度が制定されました。

この期間の退職一時金の給付については、次の a または b のいずれかを選択できました。

a. 将来年金給付を希望する場合（原資控除：一部支給）

退職一時金基礎額と年金原資控除額との差額を退職一時金として支給していました。

b. 将来年金給付を希望しない場合（原資非控除：全額支給）

年金掛金相当額の全額を退職一時金として支給していました。

（期間①と同じ）

【期間③】昭和 55 年 1 月から

共済掛金相当額の全額を年金原資として残すことに改められたことにより、退職一時金の制度は廃止されました。

【期間④】昭和 61 年 4 月から

通算退職年金が廃止され、加入期間が 20 年以上の方と同一の退職共済年金が支給されるようになりました。

期間②a.において退職一時金の給付を受けた方は、給付を受けた退職一時金に利子相当額を加えて共済組合へ返還することとなりました。

退職一時金の返還が必要になる人とは以下の条件を満たす方となります

- ① 昭和 36 年 4 月から昭和 54 年 12 月末までの間に国鉄を退職したこと
- ② 旧国鉄共済組合員期間が 1 年以上 20 年未満であること
- ③ 通算退職年金の支給を希望したこと
- ④ 退職一時金基礎額^(*1)と年金原資控除額^(*2)との差額があったこと

$$\text{退職一時金支給額} = \text{退職一時金基礎額}^{(*1)} - \text{年金原資控除額}^{(*2)}$$

*1 共済組合へ納めていた年金保険料相当額の全額

*2 通算退職年金支給に必要な積立金額

- ⑤ 退職一時金の算定期間を含んだ年金の受給権が発生したこと

5つの条件すべてに当てはまる場合には退職一時金等の返還が必要となります。



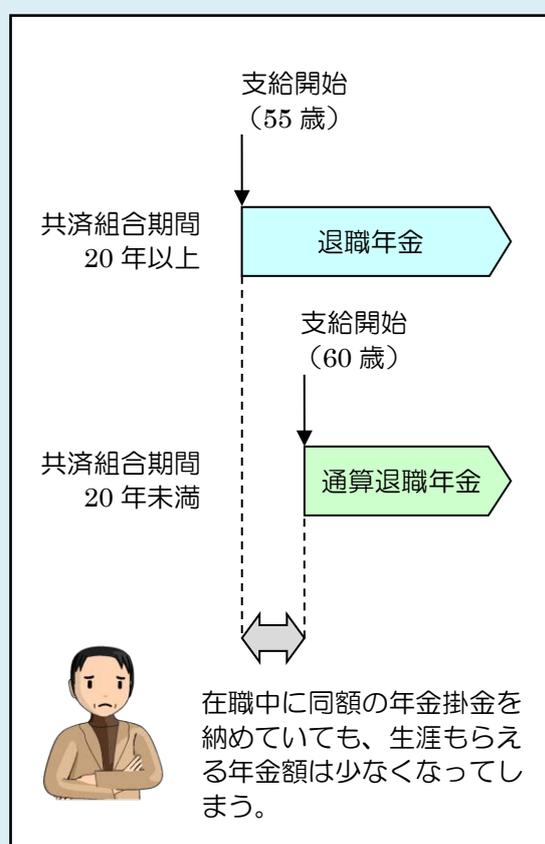
なぜ退職一時金が支給されたのですか？

昭和 40～50 年頃国鉄共済組合は、国鉄の職員となられた方に将来退職年金を支給するために必要な保険料を納めていただいていた。

当時の制度では、共済組合の加入期間が 20 年以上あると 55 歳から退職年金が、20 年未満で退職すると 60 歳から通算退職年金がそれぞれ支給されることになっていました。

このように支給開始年齢に 5 年間差があるため、通算退職年金を受け取る場合は将来受け取れる年金支給総額が大幅に少なくなっていました。

このため、加入期間が 20 年未満で退職された方には、納めた保険料の総額から通算退職年金の支給に必要な積立金額を控除した額を退職一時金として支給していました。



3. 退職一時金返還額の計算方法

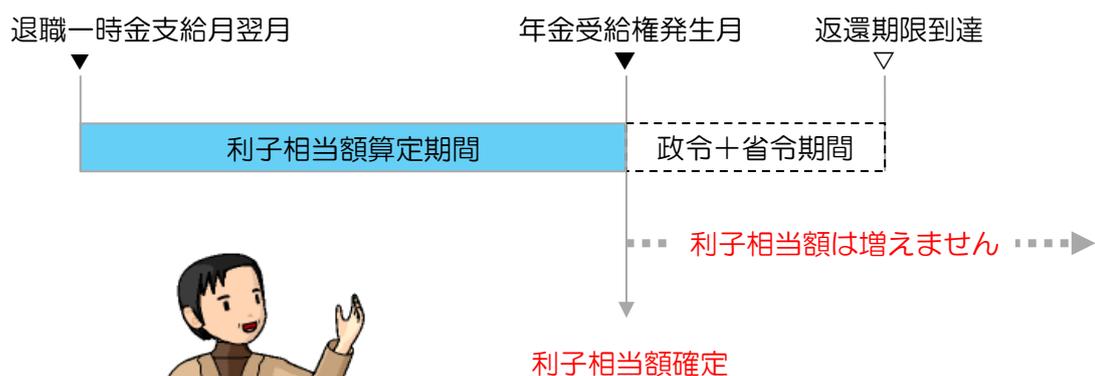
退職一時金の返還額は、過去に給付を受けた退職一時金の額に利子相当額を加えた額になります。

利子相当額は、過去に給付を受けた退職一時金の額に、退職一時金の給付を受けた月の翌月から年金を受ける権利を有することとなった月（年金支給開始月の前月）までの期間に対する、法令で定められた利率を複利計算による方法で算出した額となります。

期 間	利率	期 間	利率
A：平成13年3月以前の期間	5.5%	M：平成27年4月から平成28年3月まで	1.7%
B：平成13年4月から平成17年3月まで	4.0%	N：平成28年4月から平成29年3月まで	2.0%
C：平成17年4月から平成18年3月まで	1.6%	O：平成29年4月から平成30年3月まで	2.4%
D：平成18年4月から平成19年3月まで	2.3%	P：平成30年4月から平成31年3月まで	2.8%
E：平成19年4月から平成20年3月まで	2.6%	Q：平成31年4月から令和2年3月まで	3.1%
F：平成20年4月から平成21年3月まで	3.0%	R：令和2年4月から令和5年3月まで	1.7%
G：平成21年4月から平成22年3月まで	3.2%	S：令和5年4月から令和7年3月まで	1.6%
H：平成22年4月から平成23年3月まで	1.8%	T：令和7年4月から令和8年3月まで	1.7%
I：平成23年4月から平成24年3月まで	1.9%	U：令和8年4月から令和9年3月まで	2.0%
J：平成24年4月から平成25年3月まで	2.0%	V：令和9年4月から令和11年3月まで	2.1%
K：平成25年4月から平成26年3月まで	2.2%	W：令和11年4月以後の期間	3.5%
L：平成26年4月から平成27年3月まで	2.6%		

注：各期間の返還利率を定めた法令は、17ページの注釈欄（退職一時金に加える利子の利率について）をご参照ください。

利子相当額を計算する期間は年金の受給権が発生した時点で確定しますので、お知らせした金額より利子相当額が増えることはありません。



●共済太郎さんの場合

退職一時金支給額 : 94,600 円
 退職一時金支給日 : 昭和 54 年 12 月 12 日
 年金受給権発生日 : 平成 30 年 5 月 (62 歳)

利子相当額算定期間 : 退職一時金支給月翌月から年金受給権発生日まで
 【昭和 55 年 1 月】 【平成 30 年 5 月】

期 間	月数	利率
A : S55.1~H13.3	255 月	5.5%
B : H13.4~H17.3	48 月	4.0%
C : H17.4~H18.3	12 月	1.6%
D : H18.4~H19.3	12 月	2.3%
E : H19.4~H20.3	12 月	2.6%
F : H20.4~H21.3	12 月	3.0%
G : H21.4~H22.3	12 月	3.2%
H : H22.4~H23.3	12 月	1.8%
I : H23.4~H24.3	12 月	1.9%
J : H24.4~H25.3	12 月	2.0%
K : H25.4~H26.3	12 月	2.2%
L : H26.4~H27.3	12 月	2.6%
M : H27.4~H28.3	12 月	1.7%
N : H28.4~H29.3	12 月	2.0%
O : H29.4~H30.3	12 月	2.4%
P : H30.4~H30.5	2 月	2.8%

利子相当額

$$\begin{aligned}
 &= \text{退職一時金支給額} \times (1.055^{(A/12)} \times 1.040^{(B/12)} \\
 &\quad \times 1.016^{(C/12)} \times 1.023^{(D/12)} \times 1.026^{(E/12)} \times 1.030^{(F/12)} \\
 &\quad \times 1.032^{(G/12)} \times 1.018^{(H/12)} \times 1.019^{(I/12)} \times 1.020^{(J/12)} \\
 &\quad \times 1.022^{(K/12)} \times 1.026^{(L/12)} \times 1.017^{(M/12)} \times 1.020^{(N/12)} \\
 &\quad \times 1.024^{(O/12)} \times 1.028^{(P/12)} - 1) \\
 &= 94,600 \text{ 円} \times (1.055^{(255/12)} \times 1.040^{(48/12)} \\
 &\quad \times 1.016^{(12/12)} \times 1.023^{(12/12)} \times 1.026^{(12/12)} \times 1.030^{(12/12)} \\
 &\quad \times 1.032^{(12/12)} \times 1.018^{(12/12)} \times 1.019^{(12/12)} \times 1.020^{(12/12)} \\
 &\quad \times 1.022^{(12/12)} \times 1.026^{(12/12)} \times 1.017^{(12/12)} \times 1.020^{(12/12)} \\
 &\quad \times 1.024^{(12/12)} \times 1.028^{(2/12)} - 1) \\
 &= 368,754 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

退職一時金返還額

$$\begin{aligned}
 &= \text{退職一時金支給額} + \text{利子相当額} \\
 &= 94,600 \text{ 円} + 368,754 \text{ 円} \\
 &= 463,354 \text{ 円}
 \end{aligned}$$



利率は共済組合が決めたのですか？

利率は日本鉄道共済組合が決めたものではなく、法令により定められています。
 なお、退職一時金返還制度は、日本鉄道共済組合独自のものではなく、国家公務員や地方公務員の共済組合でも同様に行われており、返還利率も同じ率です。

4. 返還期限について

退職一時金とその利子相当額は、返還期限内に一括又は分割してご返還していただくこととなります。

返還期限は、年金の受給権が発生した翌月から政令で定められた期間（1年）と財務省令で定められた期間を加えた期間以内と定められています。

$$\text{返還期限までの月数} = \text{政令期間（1年=12月）} + \text{省令期間}$$

注：返還期限の計算方法を定めた法令は、18ページ注釈欄（退職一時金の返還期限の計算方法について）をご参照ください。

省令期間とは、退職一時金の基礎となった期間分として支給される年金額の半分の額をご返還に充てた場合に返還が終了する月数から、政令期間（1年=12ヶ月）を控除した月数のことです。

$$\text{省令期間} = (\text{退職一時金返還額} \div \text{年金支給期の額の } 1/2) \times 2 \text{ 月} - \text{政令期間（12月）}$$

国鉄共済組合加入期間分の老齢厚生年支給額（年額）は次の式により算出します。

$$\text{老齢厚生年金支給額（年額）} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} \times \text{組合員期間数}$$



支給額に比べて、なぜ何倍もの金額を返還しなければならないのですか？

現在受給されている年金の支給額は、退職時の俸給を基に、その後の賃金上昇率や物価上昇率などが考慮されています。

このため、ご返還いただく退職一時金も、現在の貨幣価値にあわせるために利子相当額を加えて返還していただくことにより、年金原資の不足を補う必要があります。



●共済太郎さんの場合

退職一時金返還額：463,354 円
平均報酬月額：201,500 円
給付乗率（昭和 31 年 5 月生）：7.125/1000
共済組合加入月数：61 月（5 年 1 ヶ月）

◎退職一時金基礎期間分の老齢厚生年金額（1 年間の年金額）の計算

老齢厚生年金支給額（報酬比例部分）
＝平均報酬月額×給付乗率×組合員期間月数
＝201,500 円×（7.125/1000）×61 月
＝87,576.93 円≒87,577 円（1 円未満四捨五入）

◎年金支給期の額の 1/2 の額の計算

年金支給期の額の 1/2
＝（1 年間の年金額÷年 6 回支給）× 1/2
＝（87,577 円÷6）×1/2≒7,298 円



◎省令期間の計算

省令期間
＝（退職一時金返還額÷年金支給期の額の 1/2）×2 ヶ月ごと一政令期間（12 月）
＝（463,354 円÷7,298 円）×2 月－12 月
＝63.49 回×2 月－12 月≒64 回×2 月－12 月＝116 月

◎返還期限までの月数の計算

返還期限まで月数
＝政令期間（12 月）＋省令期間＝12 月＋116 月＝128 月

共済太郎さんの返還期限は、年金の受給権が発生した翌月である平成 30 年 6 月から 128 月（10 年 8 ヶ月）後の、令和 11 年 1 月末日となります

返還期限までに返還することが困難な方は、返還方法についてご相談させていただきますので、日本鉄道共済組合 年金係（退一）までご連絡ください。

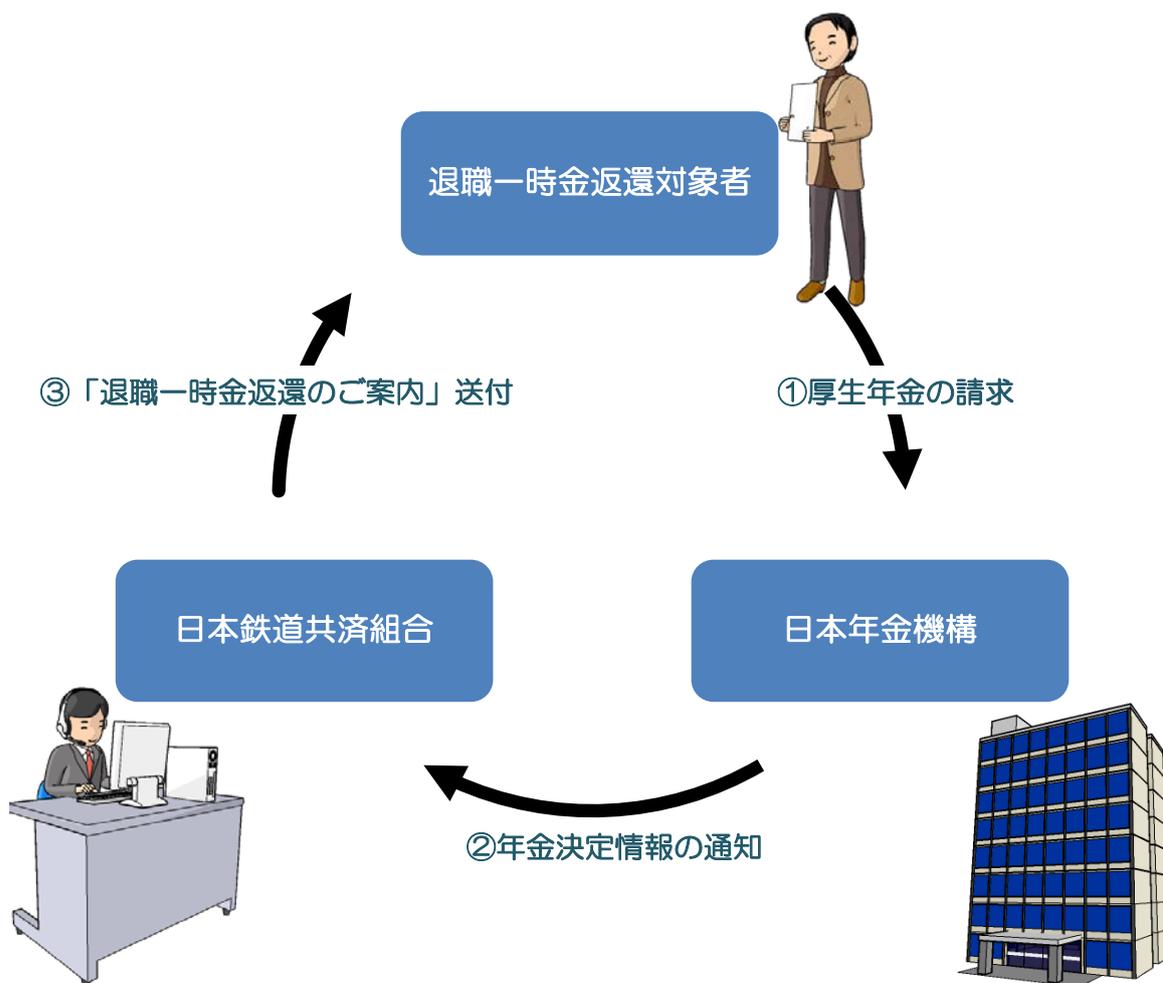
電話番号：045-222-9676
受付時間：10:00～12:00、13:10～16:00
※土日祝日を除く



5. 退職一時金の通知と返還について

過去に退職一時金の支給を受けた方が、退職一時金の算定期間を含んだ厚生年金の決定を受けられた場合には、退職一時金等をご返還いただくことになります。

厚生年金の決定については日本年金機構より日本鉄道共済組合へ通知され、その内容に基づいた退職一時金等の返還額や返還期限を明記した「退職一時金返還のご案内」を返還の対象となる皆様へ送付しています。



* 今後の主な書類の送付予定

- 返還額証明書 返還のあった翌年1月中旬ごろ
- 退職一時金返還のご案内 毎年2月中旬ごろ（残額のお知らせ）
- 完済通知 返還終了後

郵送物を確実にお届けするため、転居された際にはご一報くださいますようお願いいたします。

退職一時金と利子相当額は、皆様にお知らせしている返還期限までにご返還ください。

退職一時金の返還は原則として、受給権が発生した年金のうち退職一時金の基礎となった期間分として支給される年金額の半分の額の範囲内で返還していただくこととなっています。

この半分の額を退職一時金の返還に充てていただきますと、返還期限内に返還が終了します。

返還方法は、ご指定の金融機関からの自動引落、または郵便局からの振込となります。

「退職一時金返還申出書」に必要事項をご記入の上、日本鉄道共済組合までご提出ください。ご指定の預金口座からの引落をご希望の場合は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」のご提出も合わせてお願いいたします。



必要書類がお手元がない場合や、記入方法等ご不明な点がございましたら日本鉄道共済組合 年金係（退一）までご連絡ください。

電話番号：045-222-9676

受付時間：10:00～12:00、13:10～16:00

※土日祝日を除く



年金からの控除で返還はできますか？

国鉄の年金は、平成9年4月の厚生年金への統合により、国鉄共済組合加入期間を含めた厚生年金が日本年金機構より支給されることになりましたが、退職一時金については、引き続き日本鉄道共済組合へ返還することとされているため、厚生年金から控除して返還することはできません。

6. よくあるご質問

問1. 退職一時金はどのように支払われたのですか？

組合員が退職する際には、退職時の勤務箇所長を経由して共済組合の支部長あてに退職一時金決定請求書を提出します。

共済組合の支部長は提出された退職一時金決定請求書に基づいて、請求者（元組合員）が希望した金融機関へ退職一時金支給額の送金を行い、その後、当該金融機関の窓口においてご本人様へ退職一時金が支払われておりました。また、一部では銀行口座への振り込みや駅窓口での支払いも行われておりました。

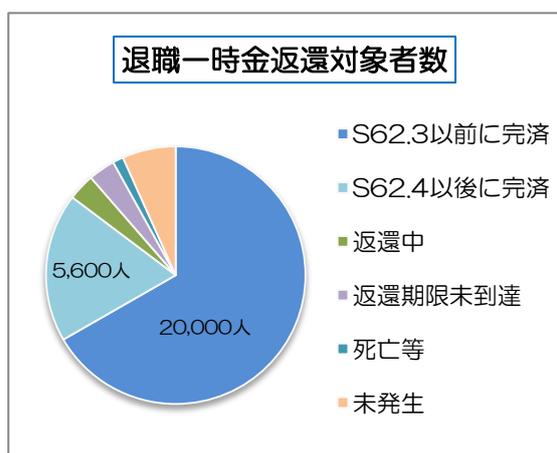
なお、請求者には勤務箇所長を経由して退職一時金支給額（退職一時金控除額）通知書等が交付されておりました。

問2. 退職一時金返還対象者は何人くらいいるのですか？

日本鉄道共済組合の退職一時金返還対象者は約3万人です。

うち、2万人は昭和61年3月以前に既に年金を受給されている方で、全員の方から退職一時金を返還していただいております。

残りの1万人のうち既に年金の受給権が発生した方は約8,000人です。平成31年3月時点で、このうち約5,600人が全額返還、約1,000人が現在返還中となっております。



問3. なぜ、退職一時金を返還しなければならないのですか？

退職時において、将来受給することとなっていた通算退職年金は、退職時に残された年金原資分に基づいて給付されることになっていたため、退職一時金の返還は必要ありませんでした。

しかし、昭和61年4月の基礎年金制度の導入に際して、年金制度は大きく改正されました。通算年金制度がなくなり、退職一時金返還対象者である皆様のような、共済組合の加入期間が20年未満で退職した方も、加入期間が20年以上の方と支給開始年齢が同じ年金が支給されることとなりました。

退職一時金の支給を受けた方も、共済組合員期間20年以上の方に支給される年金と同じ計算式によって計算されることとなったため、組合員期間が20年以上の方の積立金総額と比べ、退職一時金に相当する額が積立不足となり、不公平となります。

そのため、法令により、年金の受給権が発生したときに退職一時金を返還してもらうことで、その不公平を是正することとしたわけです。

問4. 年金制度の変更について、何故もっと早く連絡してくれなかったのですか？

昭和 61 年 4 月施行の法律の改正事項は、他の法律同様、官報掲載により公布されました。また、手続き面においても、政省令により、年金受給権発生後に返還手続きをするように定められています。

日本鉄道共済組合では、平成 14 年と平成 17 年に退職一時金の支給を受けた方に対して、退職一時金の返還に関するご案内を、国鉄退職時の住所に送付いたしましたが、あて先不明で届かなかったものもあります。

問5. 昭和 61 年 4 月に通知があったら、利子相当額はもっと少なくて済んだのではないのですか？

一時金の返還義務は、年金を受給する権利を取得したときに生じます。

そのため、実際に返還通知を送付するのは、年金を受給する権利を取得した以後であり、制度改正が行われた昭和 61 年 4 月ではありません。

したがって、昭和 61 年 4 月に制度改正の通知を受けていたとしても利子相当額は少なくなりませんし、年金の受給権が発生するまでは返還することもできません。

問6. 退職一時金の返還に応じないとどうなるのですか？

退職一時金と利子相当額は、皆様にお知らせしている返還期限までにご返還ください。返還期限までにご返還いただけない場合は、返還していただいた他の方々との公平性や保険料負担の原則から、法的手続きに移行しますのでご注意ください。

問7. 私に万が一のことがあったら、返還はどうなるのですか？

退職一時金の算定期間が含まれた遺族厚生年金等の受給権を有する方に引続きご返還いただくことになります。

返還いただく対象者の方には、元組合員の方にご通知しておりました退職一時金等の返還残額及び、新たな返還期限を改めてお知らせいたします。

注：18 ページの注釈欄（遺族厚生年金の受給権を有することとなったときの返還について）をご参照ください。

退職一時金制度の詳しいご説明をご希望される方は
日本鉄道共済組合 年金係（退一）までご連絡ください。

電話番号：045-222-9676

受付時間：10:00～12:00、13:10～16:00

※土日祝日を除く

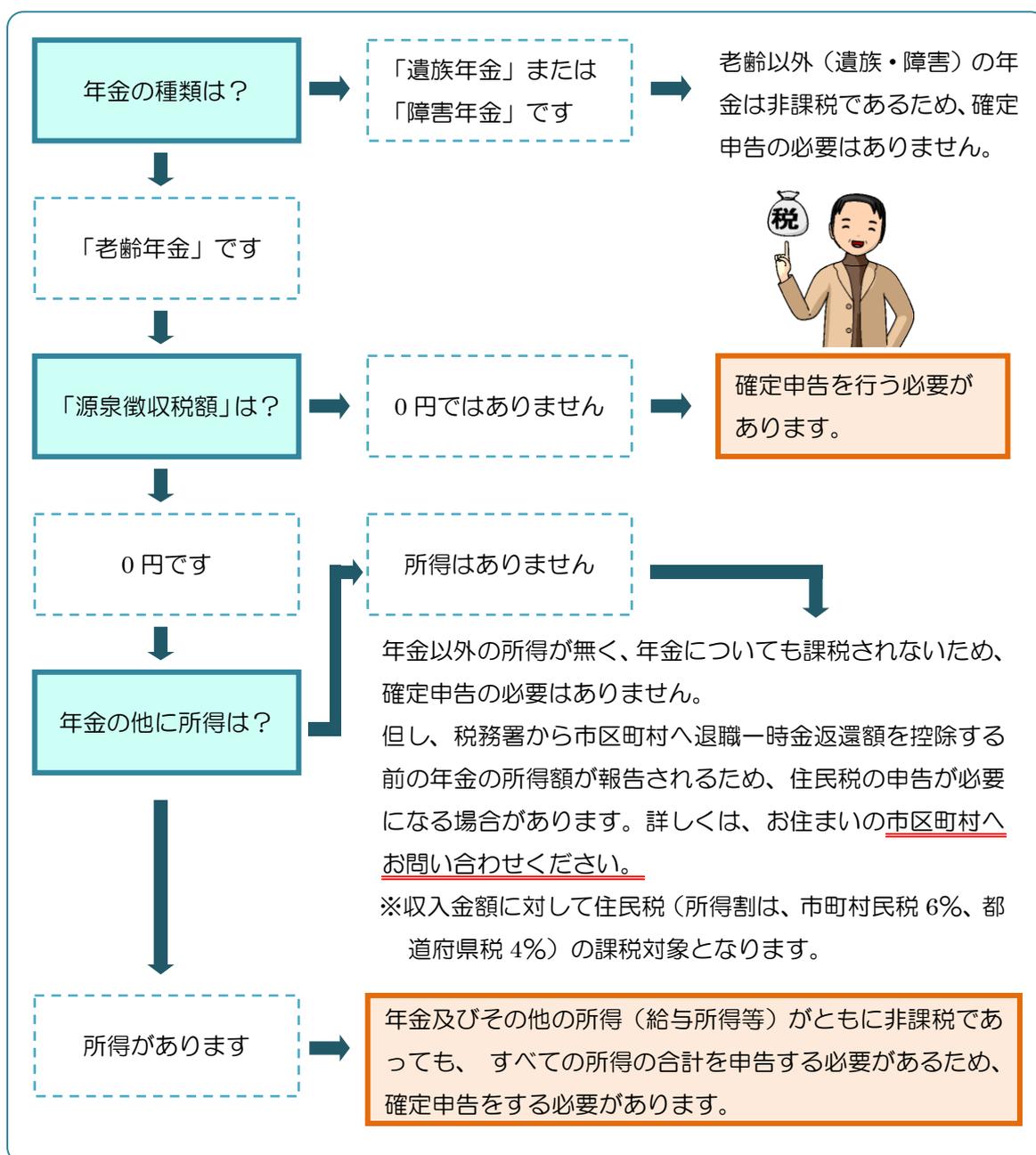


7. 公的年金に対する所得税について（確定申告での取扱い）

退職一時金等の返還額は、公的年金に係る課税所得から控除することができます。

日本鉄道共済組合では、その年中にご返還いただいた退職一時金等の合計額を証明する「退職一時金返還額証明書」を、翌年1月中に対象者の方へ送付致します。確定申告の手続きをされる場合には、公的年金の源泉徴収票に表示されている支払金額から、「退職一時金返還額証明書」に記載されている金額を差し引いた額を、その年中に支払われた年金額（雑所得）として申告してください。

ただし、遺族厚生年金又は障害厚生年金を受けている方の年金に係る所得税は、非課税の取扱いとなっていますので確定申告の必要はありません。



退職一時金の返還に関する法令集	注 釈
<p>国家公務員共済組合法（昭和三十二年五月一日法律第二百二十八号）</p> <p>附 則 （退職一時金の返還）</p> <p>第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。</p> <p>一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）</p> <p>二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第五十四条の規定による退職一時金</p> <p>第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。））を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。</p> <p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年六月十四日法律第八十二号）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、附則第三十七条及び第四十七条第一項の規定は、同年一月一日から施行する。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第三条</p> <p>八 旧適用法人共済組合員期間 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）の組合員であった者の当該組合員であった期間（他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。</p> <p>（旧適用法人共済組合の組合員の資格に関する経過措置）</p> <p>第二十四条</p> <p>2 前項に規定する者のうち施行日の前々日に六十五歳以上である者については、同項後段の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月までの組合員期間（旧適用法人共済組合員期間及び当該組合員期間に他の法令の規定により算入された期間とし、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の当該組合員期間とする。以下「旧適用法人施行日前期間」という。）を計算の基礎として、改正前国共済法による退職共済年金の額を改定する。</p> <p>（退職一時金等の返還に関する経過措置）</p> <p>第三十条 旧適用法人施行日前期間を有する者又はその遺族に係る改正後国共済法附則第十二条の十二第一項（改正後国共済法第十四条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の十三（改正後国共済法第十五条第三項において準用する場合を含む。）、改正後国共済法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第四十一条第二項第三号、第三項若しくは第六項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条第一項の規定により返還すべきこととされているこれらの規定に規定する金額（以下この条において「返還額」という。）の改正後国共済法附則第十二条の十二若しくは第十二条の十三、改正後国共済法第十四条、第十五条若しくは第四十一条第三項から第六項まで又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第三項から第六項まで（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による返還については、これらの規定にかかわらず、返還額を一時に又は分割して返還する方法であつて、その者が受ける旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる給付の額を勘案して政令で定めるものにより行うものとする。</p> <p>2 附則第五条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間であった期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなった者が前項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額（以下この項において「保険給付支払額」という。）からその年中に返還した返還額（当該返還額に係る附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者た</p>	<p>←18 ページ ※</p> <p>←退職一時金の支給を受けた方が、退職共済年金や障害共済年金の受給権を有することとなったときは、退職一時金に利子を加えて返還しなければならない理由</p> <p>←旧国鉄共済組合が支給した退職一時金も、返還の対象となります。</p> <p>←退職一時金の支給を受けた方の遺族が遺族共済年金の受給権を有することとなったときの返還について</p> <p>←平成9年4月1日から実施されます。</p> <p>←日本鉄道共済組合は旧適用法人共済組合と、旧国鉄共済組合に加入した期間を旧適用法人共済組合員期間と定義しています。</p> <p>←旧適用法人施行日前期間（旧国鉄共済組合期間も含む）について定義しています。</p> <p>←旧適用法人施行日前期間（旧国鉄共済組合も含む）を有する方の退職一時金の返還は政令で定めることについて</p> <p>←退職一時金の返還額は、公的年金に対する所得税を計算する際の控除額とすることができるとについて</p>

退職一時金の返還に関する法令集	注 釈
<p>る政府が支給するものとされた年金たる給付又は附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付等」という。）がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもって、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。</p>	
<p>(存続組合の業務等)</p>	
<p>第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第百十一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有するものとし、改正前国共済法第八条第二項中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。</p>	<p>←日本鉄道共済組合は、国家公務員共済組合として存続することについて</p>
<p>2 前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。</p>	
<p>一 前条の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による年金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするものを支給すること。</p>	<p>←18 ページ ※</p>
<p>二 前条の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による一時金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするもの及び施行日以後に支給事由が生ずることとなるこれに類する一時金たる給付で政令で定めるものを支給すること。</p>	<p>←18 ページ ※</p>
<p>三 改正後国共済施行法第三条に規定する給付のうち年金たる給付で旧適用法人共済組合に係るものを支給すること。</p>	
<p>四 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであった一時金たる給付であって、施行日においてまだ支給していないものを支給すること。</p>	
<p>五 前各号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。</p>	
<p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年三月二十八日政令第八十六号）</p>	
<p>(施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置)</p>	
<p>第四条 改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、施行日以後において退職特例年金給付若しくは障害特例年金給付又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に係る同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものに限る。）（以下第六条までにおいて「退職特例年金給付等」という。）の受給権を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給一時金額等」という。）に相当する金額を、当該退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給一時金額等に満たない者にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。</p>	<p>←退職特例年金等の受給権を取得した時は、退職一時金に利子を加え、返還することについて ←18 ページ ※</p>
<p>2 前項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、年三・五パーセント（当該一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント）の利率で複利計算の方法によるものとする。</p>	<p>←財務省令で定める期間を加えることについて ←退職一時金に加える利子の利率について</p>

退職一時金の返還に関する法令集	注 釈
<p>3 第一項に規定する者の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年金給付等又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものを除く。）の受給権を有していた場合には、支給一時金額等又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項に規定する支給額等に相当する金額（前条若しくは第一項又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項若しくは第三項若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項若しくは第三項の規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。以下この項において「要返還支給一時金額等」という。）を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給一時金額等に満たない遺族にあっては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該第一項に規定する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は、前項に規定する利子について準用する。</p> <p>5 第一項又は第三項の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。</p> <p>6 第一項、第二項及び前項の規定は、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法（昭和二十九法律第百十五号）による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有することとなった場合（第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。</p> <p>7 第三項から第五項までの規定は、第一項又は前項に規定する者の遺族が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有することとなった場合（第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。</p> <p>8 存続組合又は指定基金は、前二項の規定の適用を受けることとなった者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況につき、厚生労働大臣に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p>	<p>←特例による遺族共済年金の受給権を有することとなったときの返還について ←18 ページ ※</p> <p>←老齢厚生年金や障害厚生年金受給権を有することとなったときの返還について ←遺族厚生年金の受給権を有することとなったときの返還について</p>
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年三月二十八日大蔵令第二十一号） （平成九年経過措置政令第四条に規定する財務省令で定める期間等）</p> <p>第十六条 平成九年経過措置政令第四条第一項（同条第六項及び平成九年経過措置政令第五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間は、平成九年経過措置政令第四条第一項に規定する退職特例年金給付等の額（厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有する場合には、これらの年金たる給付の額のうち旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。次項及び次条において同じ。）に係る部分に相当する額を含む。）の十二分の一に相当する金額から、平成九年経過措置政令第四条第一項に規定する支給一時金額等に相当する額に達するまでの金額をこれらの年金たる給付の支給期月ごとに順次に控除した場合に控除することとなる期間の月数から十二を控除した月数に相当する期間とする。</p> <p>2 平成九年経過措置政令第四条第三項（同条第七項及び平成九年経過措置政令第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間は、平成九年経過措置政令第二条第三号に規定する遺族特例年金給付の額（厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合には、当該遺族厚生年金の額のうち旧適用法人施行日前期間に係る部分に相当する額を含む。）の十二分の一に相当する金額から、平成九年経過措置政令第四条第三項に規定する要返還支給一時金額等に相当する額に達するまでの金額をこれらの年金たる給付の支給期月ごとに順次に控除した場合に控除することとなる期間の月数から十二を控除した月数に相当する期間とする。</p> <p>3 第一項の規定は、平成九年経過措置政令第五条第一項及び第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間について準用する。</p> <p>4 第二項の規定は、平成九年経過措置政令第五条第三項及び第六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間について準用する。</p>	<p>←退職一時金の返還期限の計算方法について</p>

※「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」

日本鉄道共済組合 年金係（退一）

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
横浜アイランドタワー19階 総合受付24階

電話番号：045-222-9676

電話での照会は、土日祝日を除く
10:00~12:00、13:10~16:00の間に
お願いします。

ホームページアドレス <https://www.jrkyosai.or.jp>

（注）退職一時金等のお問い合わせの内容を正確に把握するため、
通話の内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。
なお、録音した内容は適切に管理します。